

基準5 シャッター等の水圧開放装置の取扱いに関する基準

- 1 屋外から水圧によって開放することができる装置（以下この基準において「水圧開放装置」という。）は、次に定めるところによること。
 - (1) 「シャッター等」とは次に掲げるものまたはこれらと同等以上の構造、性能および機能を有するものであること。
 - ア J I S A 4 7 0 4（軽量シャッター）
 - イ J I S A 4 7 0 5（防火シャッター構成部材）
 - ウ J I S A 4 7 0 2（鋼製およびアルミニウム合金製ドア）
 - (2) 「水圧開放装置」とは、動力消防ポンプ（動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令第2条に定めるものをいう。以下この基準において同じ。）による注水によってシャッター等を開放する装置で、次に掲げる方式のものであること。
 - ア シャッター等の施錠を開放する方式のもの
 - イ シャッター等を開放する方式のもの
 - ウ シャッター等の押しボタンスイッチ等を作動させる方式のもの（非常電源が付置されたものに限る。）
 - (3) 水圧開放装置の構造および性能は、次によること。
 - ア 確実に作動するものであり、かつ、取扱いおよび保守点検ならびに付属部品の取替えが容易にできるものであること。
 - イ シャッター等への取付けは、的確にでき、かつ、容易にゆるまないものであること。
 - ウ シャッター等の通常の開閉操作および機能に支障をきたさないものであること。
 - エ 動力消防ポンプによる注水以外の方法では、作動しないものであること。
 - オ 水圧開放装置の本体には、注油を行う等整備のための措置が講じてあること。
 - カ 注水口は、異物を容易に挿入できない構造であること。
 - キ 注水して水圧開放装置またはシャッター等が開放した後は、容易に通常の開閉機構に復旧できるものであること。
 - ク 水抜き等により、水圧開放装置の内部の排水が確実に行われるものであること。
 - ケ 温度または湿度の変化により、機能に異常を生じないものであること。
 - コ シャッター等を開放する方式のものは、アからケまでに定めるもののほか、次によること。
 - (7) シャッター等に水圧リミットスイッチ等の過巻き防止のための装置を有するものであること。
 - (4) 注水を停止した場合、シャッター等の開閉機構の制動装置が作動した後、人が操作しなければ閉鎖することができない構造のものであること。
 - サ シャッター等の押しボタンスイッチ等を作動させる方式のものは、アからケまでに定めるもののほか、次によること。
 - (7) 非常電源は、「自家発電設備の基準」（昭和48年消防庁告示第1号）または「蓄電池設備の基準」（昭和48年消防庁告示第2号）に適合する自家発電設備または蓄電池設備であること。
 - (4) 非常電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること。
 - a 600V二種ビニル絶縁電線またはこれと同等以上の耐熱性を有する電線を使用すること。
 - b 電線は、耐火構造とした主要構造部に埋設するか、またはこれと同等以上の耐熱効果のある方法により保護すること。ただし、MIケーブルまたは「耐火電線の基準」（昭和53年消防庁告示第7号）に適合する電線を使用する場合は、この限りではない。
 - c 開閉器は、不燃性の材料で造られた耐熱効果のある箱または場所に収納すること。

- (4) 水圧開放装置は、「シャッター等の水圧開閉装置に関する取り扱いについて」（昭和52年12月19日消防予第251号）による安全センターの評定品を用いること。☆

2 水圧開放装置の設置については、次によること。

- (1) 水圧開放装置の注水口は、床面からの高さが1 m以下となる箇所に設けること。
- (2) 水圧開放装置の注水口の直近に、容易に消えないように次による表示をすること。
 - ア 表示面は、反射塗料とし、黄色の地に赤色の「消」の文字とすること。
 - イ 文字の大きさは、50 mm平方以上とすること。
- (3) 前号の表示の周囲には、これを遮り、またはこれとまぎらわしい広告物、掲示物等を設けないこと。